

孤立化集落対策マニュアル

1 目的

大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。

このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

1 孤立化のおそれのある集落の把握

(1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、N T T等防災関係機関から意見を聴取する。

〔 孤立化のおそれのある集落(例) 〕

道路状況

集落につながる道路等において迂回路がない。

集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。

集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

通信手段

空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。

また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関，九電，N T Tなどの防災関係機関がある場合は，それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに，災害時における活用についても事前に調整する。

- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう，日頃から関係者との連携を図る。
 - ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については，孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
 - ・ 孤立化のおそれのある集落において，救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭，空き地，休耕田等）を選定・確保する。
- (2) N T T
- ・ 孤立化のおそれのある集落において，一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに，孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下40箇所に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。
- (3) 道路管理者（県・市町村等）
- ・ 孤立化のおそれのある集落については，危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため，県，市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3 孤立化した場合の対応

- (1) 市町村
- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は，県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
 - ・ 避難所の開設や飲料水，食事等日常生活に必要な物資を確保する。
 - ・ その他必要な対策について，関係機関と連携を図りながら，迅速に実施する。
- (2) 県
- ・ 市町村からの孤立化情報を受けて，消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により，被災状況の把握，救急患者の搬送等を行うほか，消防や警察等と連携を図り，各般の応急措置を実施する。
 - ・ 被災状況に応じて，自衛隊への災害派遣要請，災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
 - ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか，アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。
- (3) N T T
- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため，備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに，避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
 - ・ 被災した通信中継局，通信回線等を応急復旧に努める。
- (4) 道路管理者（県・市町村）
- ・ 建設業団体等の協力を得て，道路等の応急復旧を実施するとともに，交通規制情報を提供する。
- (5) 自衛隊
- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握，救出・救助，安否確認等を実施するとともに，避難所における炊飯支援や仮設トイレ，テント等の資機材を提供する。
- (6) 警 察
- ・ 安否確認，行方不明者の捜索，救出救助，緊急交通路の確保を図る。